

経 済 産 業 省

20150320 貿 局 第 1 号
経済産業省貿易経済協力局

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年3月27日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部改正について

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・3・28貿局第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年4月1日から施行する。

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達（平成19年7月12日付け平成19・3・28貿局第4号）

改 正 後	現 行
第1 輸入の確認 1－1 （略） 1－2 輸入の承認に関する確認 1－2－1～1－2－3 （略） 1－2－4 輸入承認証の内容に関する確認（その他） 1 （略） 2 「数量」の確認は次により行うものとする。 （1）・（2） （略） （3）税関における実検（本船扱い又はふ中扱いが承認された貨物については、その取扱いがなされたとき。以下同じ。）の結果、現品の数量（本船扱い又はふ中扱いが承認された貨物については、その取扱いがなされた数量。以下同じ。）が「送状数量」又は「輸入承認証に記載の数量」を超過する場合の取扱いは次によること。 なお、超過分について輸入者が通関を希望せず、滅却又は収容等に同意するときは、適宜、そのとおり処理して差し支えない。 （イ）・（ロ） （略） （4）・（5） （略） 3 （略） 1－2－5～1－2－7 （略） 1－3 輸入公表の三に掲げる貨物に関する確認 輸入公表の三に掲げる貨物に関する確認については、1－2に準じて取り扱うものとする。<u>ただし、輸入公表三の7の（2）から（4）まで及び8の（6）に掲げる貨物に関しては、現品の数量が「事前確認書に記載の数量」を超える分は通関を認めない。</u>	第1 輸入の確認 1－1 （略） 1－2 輸入の承認に関する確認 1－2－1～1－2－3 （略） 1－2－4 輸入承認証の内容に関する確認（その他） 1 （略） 2 「数量」の確認は次により行うものとする。 （1）・（2） （略） （3）税関における実検（本船扱い又はふ中扱いが承認された貨物については、その取扱いがなされたとき。以下同じ。）の結果、現品の数量（本船扱い又はふ中扱いが承認された貨物については、その取扱いがなされた数量。以下同じ。）が「送状数量」又は「輸入承認証に記載の数量」を超過する場合の取扱いは次によること。 なお、超過分について輸入者が通関を希望せず、滅却又は収容（<u>関税法基本通達79－1の（2）に掲げる貨物及びその貨物がのりである場合については、審査課、農水産室又はワシントン室に協議すること。</u>）等に同意するときは、適宜、そのとおり処理して差し支えない。 （イ）・（ロ） （略） （4）・（5） （略） 3 （略） 1－2－5～1－2－7 （略） 1－3 輸入公表の三に掲げる貨物に関する確認 輸入公表の三に掲げる貨物に関する確認については、1－2に準じて取り扱うものとする。

1－3－1 <u>輸入公表三の七の（３）（みなみまぐろに係る部分に限る。）に掲げる貨物に関しては、当該規定に定める書類の提出を受けた後、内容を確認し疑義等ない場合は輸入を認め、その場で当該書類を回収する。</u> <u>1－3－2</u> 輸入公表の三の八の（６）（くろまぐろに係る部分に限る。）及び（８）に掲げる貨物に関しては、当該規定に定める書類の提出を受けた後、内容を確認し疑義等ない場合は輸入を認め、その場で当該書類の原本は輸入者に返却する。 1－4～1－7 （略） 第２・第３ （略）	<u>（新設）</u> <u>1－3－1</u> 輸入公表の三の八の（６）（くろまぐろに係る部分に限る。）及び（８）に掲げる貨物に関しては、当該規定に定める書類の提出を受けた後、内容を確認し疑義等ない場合は輸入を認め、その場で当該書類の原本は輸入者に返却する。 1－4～1－7 （略） 第２・第３ （略）
--	---